

第24期 軽井沢町農業委員会 第18回 総会議事録

発言者	内 容
	(開会：13時30分)
青木事務局長	委員の皆様、ご苦労さまでございます、定刻になりましたので、第18回総会を始めたいと思います。最初に会長よりご挨拶を申し上げます。
市村初仁会長	<p>委員の皆様、本日はご出席いただきありがとうございます。</p> <p>本来であれば、本日は総会後にボウリング大会や懇親会を開催する予定でしたが、当町にて新型コロナウイルス感染者が発生している状況を踏まえ、急遽ではございますが中止とさせていただきます。委員の皆様には大変ご迷惑をおかけして申し訳ございませんが、また状況をみて別途、企画したいと考えておりますので、その際には改めて、ご出席のほどよろしくお願いたします。</p> <p>なお、総会につきましては本日が年内最後の総会となること及び感染レベル自体は上がっていないことから、全委員を参集した形式で開催いたします。月日が経過するのは早いもので、12月下旬となり、師走の寒さが一段と増している日々でございますが、農業委員会活動にご尽力いただいている委員各位に感謝申し上げます。さて、いつも申し上げ、ご承知のとおり農業委員と推進委員には地域のリーダーとして農地利用の最適化推進活動の役割がございます。最適化推進活動については、国の方針が今後、示される予定で、委員の目標数値設定など、今以上に農地所有者と耕作者とのマッチング活動を行っていくことが予測されます。1月の農業者との意見交換会もこの取り組みの一環としてご理解ください。今後も第24期農業委員会の一体的な活動を通じて、このような指針に対応していきたいと考えております。</p> <p>本日もJA関係の報告や、岡沢補佐、佐藤係長にもご出席いただいております。それでは第24期軽井沢町農業委員会第18回総会を開催いたします。</p>
青木事務局長	ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっておりますので、よろしくお願いたします。
市村初仁議長	規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。
青木事務局長	<p>農業委員総数14名中、13名の出席でございます。市村正喜委員より欠席の報告がありました。農地利用最適化推進委員7名中、7名の出席でございます。</p> <p>軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総</p>

市村初仁議長	<p>会が成立します事を報告します。</p> <p>次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号4番の佐藤寛治委員と議席番号13番の岩井正則委員の2名をお願いします。</p>
市村初仁議長	<p>次に4の事業報告について、事務局より報告願います。</p>
青木事務局長	<p>それでは、お手元の次第1ページの令和3年11月26日から令和3年12月23日までの行事等について、報告いたします。</p> <p>11月26日（金）に第24期軽井沢町農業委員会第17回総会が開催されました。</p> <p>12月7日（月）に長野県農業委員会女性協議会佐久支部研修会が開催され、農政部長他が出席しました。</p> <p>12月17日（火）に農業委員会12月役員会が開催され会長他が出席しました。</p> <p>続いて2ページの（2）土地処分結果の①許可分ですが、3件ございまして、1件目は農地法第__条、____で、____が__として、令和__年__月__日付長野県指令__佐農第__号の__で、__となっております。2件目は__条関係、____で____が、__として令和__年__月__日付長野県指令__佐農第__号の__で、__となっております。3件目も__条関係、____で____が、____、____として令和__年__月__日付長野県指令__佐農第__号の__で、__となっております。</p> <p>②取り下げ・県不受理・廃止届分、③の保留分はございませんでした。（4）農地法第3条の3第1項の規定による届出については、相続による所有権移転に伴い__件、__筆ございまして、__がございました。____は____で、対象地は____、____、____、__が____、____が__となります。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はありませんか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>無いようですので、次に5の会議事項に入ります。次に、議案第1号「農地法第5条第1項の定による計画変更について」及び議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします、事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号1及び議案第2号番号1については____である為、議案をまとめて説明し、審査をお願いするものでございます。</p> <p>次第5・6ページ、補足資料1ページから10ページ、をお願いします。</p> <p>____でございます。最初に申請の経過を説明いたします。当案件については____年__月__日付け長野県指令__佐農第__条__号____で____の____である____の____で____として__になっておりましたが、添付してございます____、____に____の____が____で、____には____となりました。____も__ました</p>

<p>市村初仁議長</p> <p>委員</p>	<p>が、_____、_____も_____とのことであり、_____、_____を_____として_____したいとの_____がありましたことから、_____の_____、_____を行うこととなりました。</p> <p>それでは内容をご説明いたします。_____は_____に_____のある、_____、_____、_____は_____で_____は_____です。_____は_____に_____がある、_____です。</p> <p>_____の_____は、_____、_____、_____で、地目は_____、面積は_____㎡です。</p> <p>場所でございますが、補足資料 4 ページに位置図がございますが、_____にございます、_____の_____に_____しております。転用の目的ですが、さきほど説明した通でございます。町の用途地域区分は第_____地域で、農地法による農地区分は、第_____種農地になります。</p> <p>それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック 4-20 ページになります。(農地法第 5 条第 2 項第 3 号) の 資力・信用については、_____が_____円、_____、_____、_____円、_____が_____円、_____で_____円となっています。</p> <p>資金の調達方法ですが、_____と_____となり、それぞれ_____の_____が_____されてございます。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません。次に(施行規則第 5 7 条第 1 号) の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和_____年_____月_____日までが工事期間となっております。次に(施行規則第 5 7 条第 2 号) 他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第 5 7 条第 2 号の 2) 行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第 5 7 条第 3 号) の農地等以外の土地利用見込みについては、該当しません。次に(施行規則第 5 7 条第 4 号) の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。</p> <p>次に(施行規則第 5 7 条第 5 号) の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第 5 条第 2 項第 4 号) の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。</p> <p>また、(農地法第 5 条第 2 項第 5 号) の一時転用ではありません。以上により議案第 1 号番号 1 及び議案第 2 号番号 1 については許可できない場合に該当しません。</p> <p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第 1 号番号 1 及び議案第 2 号番号 1 について担当委員より説明願います。</p> <p>委員番号 1 1 番の小林朝夫が議案第 1 号番号 1 及び議案第 2 号番号 1 についてを説明いたします。_____に_____の_____、_____、それから_____と_____の_____で_____をいたしました。_____、_____ともに_____はありません。経過についてはさきほどの事務局説明の通りです。_____には_____</p>
-------------------------	--

	<p>_____でしたが、_____が_____、_____が_____ _____でした。_____を_____にあたって、_____へ_____を_____から_____を _____うよう、_____に伝えました。_____ですが、_____は_____の_____で_____は_____ _____と_____、_____は_____が_____。_____に_____と _____いたしました。_____の_____のほどよろしくお願ひいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。 堀川推進委員、補足説明はございますでしょうか。</p>
委 員	なし
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1及び議案第2号番号1についてご意見のある方はお願ひします。</p>
委 員	なし
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。) ご意見がないようなので、議案第1号番号1及び議案第2号番号2につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願ひします。</p>
委 員	全員挙手
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号1及び議案第2号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号1及び議案第2号番号1は、許可相当として県知事に意見書を送付します。 次に議案第2号番号2「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明願ひします。</p>
青木事務局長	<p>議案第2号番号2について説明をいたします。次第6ページ、補足資料1 1ページから20ページ、をお願ひします。 _____でございます。_____は_____、_____、_____に_____のある _____です。_____は_____に_____のある_____ _____、_____です。_____は、_____ _____ _____で、地目は、_____で、面積は、_____ _____となります。場所でございますが補足資料1 3ページに位置図がございますが、_____に_____、_____でござ いいますが、_____にある_____に_____しております。転 用の目的について_____は_____であることや、_____ _____ _____までの_____も_____、_____も</p>

	<p>_____として_____が_____まれることが、_____の_____として_____している_____です。</p> <p>権利設定の内容は、_____による_____となります。</p> <p>町の用途地域区分は、_____地域で、農地法による農地区分は、第_____種農地になります。</p> <p>それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック 4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が_____円、_____が_____円、合計で_____円でございます。資金の調達方法ですが、_____となり、_____が_____されています。利害関係につきまして、抵当権、その他権利等は設定されておりません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では_____から令和_____年_____月末までが工事期間となっており、概ね1年以内となっており問題ないと思われます。次に(施行規則第57条第2号)他法令の許可等については、該当いたしません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用はない為、該当いたしません次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ございません。また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用には該当しません。</p> <p>以上により議案第2号番号2については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号2について担当委員より説明願います。</p>
委員	<p>推進委員の成田が議案第2号番号2について説明をいたします。_____に_____と、_____で_____を行いました。_____はさきほど事務局説明のとおりです。_____の_____、_____は_____、_____に_____があります。_____については_____の_____が_____おります。_____の_____ですが、_____が_____、_____も_____ほど_____ができている状況で、_____が_____おります。_____の_____に_____ですが、_____が_____になっておりますので、_____を_____に、_____を_____することです。_____の_____に_____は_____に_____が_____しないように、_____に_____をつけて、_____を_____して_____を_____のことです。_____のことから_____と_____いたしますので、皆様のご審議のほどよろしく願います。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。それでは、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案</p>

<p>委員</p>	<p>第2号番号2についてご意見のある方はお願いします。</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第2号番号2につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
<p>委員</p> <p>市村初仁議長</p>	<p>全員挙手</p> <p>ありがとうございました。賛成全員ですので議案第2号番号2、を原案どおり可決いたしました。よって、議案第2号番号2、は、許可相当として県知事に意見を送付します。続いて、同様に5条申請となりますが、議案第2号番号3を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>青木事務局長</p>	<p>議案第2号番号3、について説明をいたします。なお、_____は_____の_____と_____、_____、_____が_____であり、_____も_____、_____が_____する部分もございますことをご了承ください。</p> <p>次第6ページ、補足資料21ページから30ページお願いします。</p> <p>_____でございます。_____は_____、_____、_____に_____のある_____です。_____は_____に_____のある_____、_____、_____です。_____は、_____、_____、_____で、地目は、_____で、面積は、_____となります。場所でございますが補足資料22ページに位置図がございますが、_____にある_____、_____でございますが、その_____にある_____のさきほど_____で_____から約_____に_____に_____しております。転用の目的については_____は_____であることや、_____、_____までの_____までの_____も_____おり、_____として_____がまれることが、_____の_____として_____している理由です。権利設定の内容は、_____による_____となります。町の用途地域区分は、_____で、農地法による農地区分は、第_____種農地となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が_____円、_____円、_____で_____円でございます。資金の調達方法ですが_____となり、_____が提出されております。利害関係につきまして、農地部分については抵当権、その他権利等は設定されておりません。</p> <p>次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では_____から令和_____年_____月までが工事期間となっており、概ね1年以内となっております。</p>

	<p>り問題ないと思われま。次に（施行規則第57条第2号）他法令の許認可等については、該当ございませ。次に（施行規則第57条第2号の2）行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に（施行規則第57条第3号）の農地以外の土地利用はないため、該当ませ。次に（施行規則第57条第4号）の申請地の計画面積については、計画地図を見る限り問題ございませ。</p> <p>次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませので、問題ありませ。次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており問題ございませ。また、（農地法第5条第2項第5号）の一時転用ではございませ。</p> <p>以上により議案第2号番号3、については許可できな場合に該当ませ。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございませましたが、議案第2号番号3、について担当委員より説明願います。</p>
委員	<p>推進委員の成田が議案第2号番号3、について説明します。____は事務局の説明の通りです。____は____の____は____に____まれている状況です。こちらは____に____となる予定です。____から____に____をつけ、____を____することはさきほどの____と____でございませ。____と____しましたので、皆様のご審議のほどよろしく願います。</p>
市村初仁議長	<p>それでは先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号3についてご意見のある方は願います。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。（他にございませでしょうか。）ご意見がないようなので、議案第2号番号3につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委員	<p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので議案第2号番号3を原案どおり可決いたしました。よって、議案第2号番号3は、許可相当として県知事に意見を送付します。続いて、同様に5条申請となりますが、議案第2号番号4号を議題といたします。事務局より説明を願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第2号番号4、について説明をいたします。次第7ページ、補足資料31ページから39ページ願います。____でございませ。____は____、____、____に____のある____、____です。____は____に____のある____、____、____に____</p>

<p>市村初仁議長</p> <p>委員</p>	<p>です。_____、_____が、__になります。_____は、_____、_____、_____で、地目は、__で、面積は、_____となります。場所でございますが補足資料 32 ページに位置図がございますが、_____にございます、_____の_____、_____の_____となり、_____に_____した__となります。転用の目的については_____、_____である_____と_____である_____の_____が_____の_____にある_____に_____しておりますが、_____は_____になっていることから、_____の_____が_____するための_____を_____したいとのこととあります。</p> <p>権利設定の内容は、_____となります。町の用途地域区分は、_____で、農地法による農地区分は、第__種農地になります。</p> <p>それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック 4－20 ページになります。(農地法第 5 条第 2 項第 3 号) の 資力・信用については、_____が_____でございます。資金の調達方法ですが、_____が_____が_____円でそれぞれ_____からの_____及び_____が_____されております。利害関係につきまして、農地部分については抵当権、その他権利等は設定されておられません。次に(施行規則第 5 7 条第 1 号) の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では_____から令和__年__月__日までが工事期間となっており、概ね 1 年以内となっており問題ないと思われれます。次に(施行規則第 5 7 条第 2 号) 他法令の許認可等については、該当ございません。次に(施行規則第 5 7 条第 2 号の 2) 行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第 5 7 条第 3 号) の農地以外の土地利用見込みもございますが、計画図等を見る限り問題ございません。次に(施行規則第 5 7 条第 4 号) の申請地の計画面積については、計画地図を見る限り問題ございません。次に(施行規則第 5 7 条第 5 号) の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第 5 条第 2 項第 4 号) の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており問題ございません。また、(農地法第 5 条第 2 項第 5 号) の一時転用ではございません。以上により議案第 2 号番号 4、については許可できない場合に該当しません。</p> <p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第 2 号番号 4、について担当委員より説明願います。</p> <p>議席番号 2 番の依田が議案第 2 号番号 4 について説明します。_____の_____、_____、__で_____を行いました。_____、_____はさきほど事務局説明のとおりですが、_____、_____で_____を_____したいとのこととございます。_____に_____はございません。_____もございますが、_____はありません。以上のことから_____と判断しましたので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
-------------------------	--

市村初仁議長	井出推進委員は何か補足説明はございますでしょうか。
委 員	特にございません。
市村初仁議長	それでは先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号4、についてご意見のある方はお願いします。
委 員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。（他にございませんでしょうか。）ご意見がないようなので議案第2号番号4、につつまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委 員	全員挙手
市村初仁議長	ありがとうございます。賛成全員ですので議案第2号番号4、を原案どおり可決いたしました。次に、議案第3号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。事務局より説明をお願いします。
青木事務局長	<p>議案第3号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。次第9頁から10項、補足資料は、40頁から42項をお願いします。</p> <p>軽井沢町長より、農業委員長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。1月の公告分でございますが、再設定が、4件、6筆、面積は、11,497㎡、内訳は、田が1,937㎡、畑9,560㎡です。新規が2件、2筆、面積は、3,046㎡、内訳は、田が1,100㎡、畑が1,946㎡です。集積計画及び申請書につつましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。</p> <p>同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございます。審議の前にお知らせいたします。</p> <p>議案第3号については、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限に当たりますので、議長の私と成田推進委員が退席となります。なお、議事進行は土屋会長代理をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（市村議長・成田推進委員退席）</p>
土屋会長代理	議長が退席しておりますので、私が議事を進行いたします。農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない事になっています。それでは、議案第3号、軽井沢町農用

委員	<p>土地利用集積計画の1月公告分について、ご意見のある方はお願いします。</p> <p>なし</p>
土屋会長代理	<p>ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。よって、議案第3号軽井沢町農用地利用集積計画1月公告分について軽井沢町長へ、決定意見を送付します。市村議長と成田推進委員の復席を認めます。</p> <p>(市村議長・成田推進委員復席後)</p> <p>市村議長・成田推進委員に申し上げます。</p> <p>農用地利用集積設定について、決定しましたので、お知らせします。これで議長の任をおります。</p>
市村初仁議長	<p>それでは次に報告第1号「農地等の土地の形質変更（客土等）届出書について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
青木事務局長	<p>報告第1号「農地等の土地の形質変更（客土等）届出書」をご報告いたします。次第は11ページ、補足資料は42ページから44ページ、_____となりまして、_____は_____、_____は_____、_____は_____による_____であります。_____に_____して_____とする為、届出書の提出がございました。_____は_____、地目、____、____、_____、地目、____、_____以上でございます。</p>
市村初仁議長 委員	<p>ありがとうございました。担当委員より補足説明をお願いいたします。推進委員の儘田ですが特にございません。</p>
市村初仁議長	<p>報告事項ではありますが、何かご意見等はございますか。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>次に6、のその他事項に進みます（1）のJA関係について土屋代理よりご報告をお願いいたします。</p>
土屋会長代理	<p>それではJA関係につきまして、野菜の出荷状況を申し上げます。なお、12月分の報告は20日時点のものでございます。11月26日をもって本年度の全ての野菜出荷は終了となりました。キャベツ373,661ケース出荷、単価は904円、金額は337,728円でございます。前年対比として数量が112%、単価80%、金額90%でございます。キャベツ15キロ分はコンテナ出荷分となりますので、説明は省略します。続いてレタス10キロですが、89,791ケース、単価が1,464円、金額が131,419,250円です。前年対比</p>

	<p>として数量が96%、単価109%、金額105%でございます。白菜12キロですが、12,034ケース出荷、単価は773円、金額は9,302,420円でございます。前年対比として数量が69%、単価110%、金額76%でございます。白菜15キロですが、6,458ケース出荷、単価は962円、金額は6,210,900円でございます。前年対比として数量が113%、単価101%、金額114%でございます。チンゲン菜ですが、60,715ケース出荷、単価は711円、金額は43,149,190円でございます。前年対比として数量が97%、単価86%、金額84%でございます。出荷状況は以上でございます。特記事項ですが、出荷は前年を上回っておりますが、単価、金額はコロナ禍の影響で野菜価格が低迷したこともあり、前年を下回っております JA関係は以上でございます。</p>
市村初仁議長	<p>農協関係で何かお聞きしたいことはありますでしょうか。</p>
委員	<p>はい、佐藤豊委員</p>
委員	<p>レタスの5キロ枠は本年は0でございますが、来年、枠がなくなるということはありませんでしょうか。</p>
土屋会長代理	<p>出荷者がいなかったという状況でございますが、来年、出荷する方がいればここにも記載がございますので、全く枠がなくなるということではございません。</p>
市村初仁議長	<p>他にございませんでしょうか。なければ、(2)、岡沢補佐よりご説明をお願いします。</p>
岡沢補佐	<p>別紙資料説明</p>
市村初仁議長	<p>岡沢補佐に何かお聞きしたいようなことはありますか。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>ご意見がございませんので、(3)、佐藤農林振興係長よりご説明をお願いします。</p>
佐藤農林振興係長	<p>別紙「バーチャル・リアリティー」説明</p>
市村初仁議長	<p>ただ今、佐藤係長からご説明がありましたが、皆様から何かございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>なし</p>

市村初仁議長	他にございますでしょうか。なければそれでは次に（４）事務局関係に進みます。事務局より説明をお願いします。
青木事務局長	<p>6. その他事項 次第の、16ページをお願いします。</p> <p>（４）事務局関係について</p> <p>ア 農業委員会忘年会</p> <p>令和3年12月24日（金）総会後に開催予定としていたが新型コロナウイルス感染拡大を懸念し中止とする。</p> <p>イ 農業者等との意見交換会</p> <p>令和4年1月28日（金）総会後に発地市庭で開催予定。</p> <p>場所は発地市庭となります。意見交換会のテーマは「野菜の土壌作りや改良のポイント及び育成の課題」とする。5時20分頃より同会場にて開催予定</p> <p>ウ、 当面の会議・行事日程等について</p> <p>○ 農業委員会1月役員会 令和4年1月17日（月）13時30分から 役場2階 第9会議室</p> <p>○ 佐久地域選出長野県議会議員との農政懇談会及び懇親会 会長出席 令和4年1月18日（火）15時から17時 佐久グランドホテル</p> <p>○ 第24期軽井沢町農業委員会第18回総会 令和4年1月28日（金）13時30分から 発地市庭</p> <p>○ 農業者等との意見交換会 令和4年1月28日（金）総会終了後に発地市庭で開催（終了後に懇親会）</p> <p>○ 農業委員会2月役員会 令和4年2月16日（水）13時30分から 役場2階 第5会議室</p> <p>○ 農業委員会2月総会 令和4年2月25日（金）13時30分から 役場2階 第3・4会議室</p> <p>エ、 配布資料等について</p> <p>○ 全国農業新聞普及推進一覧表（令和3年11月1日現在）、「全国農業新聞」の普及促進特別キャンペーンと普及活動の実施についてをご確認ください。目標部数74部に対しまして現在75部加入でございます。本年度の目標は達成していますが、引き続き、未加入者への加入推進のご協力をお願いいたします。</p> <p>○ 次に、農業者年金加入推進ニュースです。令和3年12月15日現在の情報でございます。令和3年度より始まった「加入者累計13万人早期突破及び中期目標達成2ヵ年運動」は目標を達成いたしました。新たなステージとして10月より「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」が展開されます。当町では一人の加入目標が設定されておりますので、引き続き目標が達成されますよう委員の皆様のご活動をお願いいたします。</p> <p>○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項による感染防止策の徹底等について 年末年始の連休を控え、人の往来が活発になることが予測される為、新型コロナウイルス感染症対策同様に、新型インフルエンザにおいてもマスク着用、手洗い等の防止対策を徹底していただきますよう周囲の方々への呼び掛けをお願いいたします。</p>
市村初仁議長	ただ今の事務局の説明に何かご質問等がありますでしょうか。

委員	推進委員の堀川ですが、1月28日の意見交換会の際に、農作業事故体験VRを活用してみたらどうでしょうか。
市村初仁議長	検討いたします。他に全体を通して何かございますでしょうか。
委員	なし
市村初仁議長	それでは、第24期軽井沢町農業委員会第18回総会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。
<p>閉会 14時55分</p>	